

写

7 畜産第 3257 号
令和 8 年 3 月 26 日

各地方農政局生産部長
北海道農政事務所生産経営産業部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

(農林水産省) (※1) 畜産局畜産振興課長

家畜改良増殖法第 34 条の規定に基づく運営状況を報告しない家畜人工授精所への対応について

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号。以下「法」という。）第 34 条第 3 項の規定に基づき、家畜人工授精所の開設者には、毎年、当該家畜人工授精所の運営の状況の都道府県知事への報告を求めているところです。

家畜人工授精所の開設者から適切に報告されない場合、農林水産大臣及び都道府県知事による適時適切な監督が行えず、家畜人工授精用精液等の不適正な流通事例の発生やそのまん延につながる恐れがあります。

つきましては、運営状況を報告しない家畜人工授精所に対しては、法第 34 条第 3 項違反となり得ることから、下記のとおり、法に基づき厳正な対処を行っていただくよう、貴農政局（※2）管内の各都道府県に対し依頼願います。

記

1 業務を実施しているが報告しない家畜人工授精所

家畜人工授精所の運営状況を報告するよう指導するとともに、指導に従わない場合は、法第 25 条第 2 項第 3 号に該当するとして、法第 26 条第 2 項に基づき、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の各規定に則り、行政処分（家畜人工授精所の許可の取消又は使用の停止）の適用について検討いただきたい。

2 開設者と連絡が取れない家畜人工授精所

法及び行政手続法に基づき、当該家畜人工授精所の許可の取消を検討いただきたい。

(※1) は、内閣府沖縄総合事務局あてに記載する。

(※2) は、北海道農政事務所あては「貴農政事務所」、内閣府沖縄総合事務局あては「貴事務局」と記載する。

(参照条文)

○ 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）（抄）

（家畜人工授精所の開設の許可を与えない場合）

第二十五条 前条の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、与えない。

一 ～ 三（略）

2 前条の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、与えないことができる。

一 ～ 二（略）

三 申請者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者（前項第二号に規定する者を除く。）である場合

四（略）

（家畜人工授精所の開設の許可の取消し及び使用の停止）

第二十六条 都道府県知事は、家畜人工授精所の開設者から前条第二項の規定による廃止の届出があつたときは、その開設の許可を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、家畜人工授精所が第二十五条第一項第一号に該当するに至つたとき又は家畜人工授精所の開設者が同項第二号若しくは第三号若しくは同条第二項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき若しくはこの法律若しくはこの法律に基づく命令に基づく処分に違反したときは、その開設の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

3（略）

（報告の徴収等）

第三十四条 農林水産大臣は、第三章第四節の規定の施行に必要な限度において、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者その他の関係者から必要な事項の報告を求めることができる。

2（略）

3 家畜人工授精所の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該家畜人工授精所の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

4（略）

5 都道府県知事は、前二項の規定による報告（特定家畜人工授精用精液等に関するものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、その内容を農林水産大臣に通知しなければならない。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 ～ 八 (略)

九 第三十四条第一項から第四項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 (略)

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハマまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

（不利益処分の理由の提示）

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
 - 二 不利益処分の原因となる事実
 - 三 聴聞の期日及び場所
 - 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
 - 二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。